

一財宮教互第104号  
令和8年1月20日

各所属所長 殿

一般財団法人宮城県教職員互助会事務局長  
(公印省略)

退職に伴う諸手続きについて(通知)

このことについて、下記のとおり取り扱いますので、貴所属会員に周知願います。  
つきましては、本年度末退職予定者がいる場合は期限までに提出願います。

記

- 1 提出書類 (1) 退会金請求書  
(2) 会員異動報告書

2 提出先

該当所属所	提出先
各教育事務所管内の幼稚園・小学校・中学校	各支部(各教育事務所)
仙台市内の幼・小・中・高等学校並びに教育庁 各課及びその他の教育機関、上記以外の所属所	互助会事務局(福利課内)

- 3 提出期限 令和8年3月10日(火)

- 4 送金予定日 令和8年5月15日(金)(期限までに請求書の提出があったもの)

- 5 添付資料 「互助会加入状況一覧表」を送付しますので、在会期間を確認願います。  
なお、会員区分や互助会加入日に相違がある場合は、FAX等で互助会事務  
局あて報告願います。

6 注意事項等

- (1) **互助会加入者で在会期間3年以上で退会する方は、「退会金請求書」と「会員異動報告書」を提出してください。**  
(2) **互助会加入者で在会期間3年未満で退会する方は、「会員異動報告書」のみ提出してください。**  
(3) 在会期間は、平成23年4月1日以降の期間となります。  
(4) 請求書用紙等は、別紙をコピーするか又は福利課ホームページからダウンロードして使用  
し、所属所控えとして写しを保管願います。  
(5) 問合せについては、直接互助会事務局(総務事業班)までお願いします。

7 退会金の取扱い

退職した日の翌日から引き続き臨時の任用職員(常勤)や暫定再任用職員(常勤)等になった場合、会員資格を喪失することなく継続する取扱いとなります(下記「事例」のとおり)。

H30.4.1加入

R8.3.31退職(退会しない)

退職

一般会員(会員期間 8年)

臨時の任用職員等(会員期間を継続する)

給付なし

退会金

担当:一般財団法人宮城県教職員互助会  
総務事業班  
(宮城県教育庁福利課内)

電話:022-211-3678

FAX:022-211-3692